

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

【議案第14号】

川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・新旧対照表

【議案第15号】

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

- ・新旧対照表
- ・意見募集の結果について

川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>○川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例 昭和38年8月26日条例第31号</p> <p>第1条～第4条 (略) <u>(消防団員の定員)</u></p> <p>第5条 <u>消防団員の定員は1, 345人以内とし、別表に定める消防団ごとの消防団員の定員は規則で定める。</u></p>	<p>○川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例 昭和38年8月26日条例第31号</p> <p>第1条～第4条 (略) <u>(消防団員の定員等)</u></p> <p>第5条 <u>第3条に定めるそれぞれの消防団に配置する消防団員の定員は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 臨港消防団 消防団長以下 145人以内</u> <u>(2) 川崎消防団 消防団長以下 190人以内</u> <u>(3) 幸消防団 消防団長以下 185人以内</u> <u>(4) 中原消防団 消防団長以下 265人以内</u> <u>(5) 高津消防団 消防団長以下 135人以内</u> <u>(6) 宮前消防団 消防団長以下 125人以内</u> <u>(7) 多摩消防団 消防団長以下 160人以内</u> <u>(8) 麻生消防団 消防団長以下 140人以内</u></p> <p><u>2 消防団員の階級は、規則で定める。</u></p>

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>○川崎市消防団員等公務災害補償条例 昭和36年3月31日条例第23号</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 公務災害補償 (公務災害補償の種類)</p> <p>第4条 <u>消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「消防団員等」という。)</u>に係る公務災害補償の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略 (補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する公務災害補償(療養補償及び介護補償を除く。)は、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、<u>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。以下「政令」という。)</u>第2条第2項から第4項までの規定による額とする。</p> <p>削る</p> <p>削る</p>	<p>○川崎市消防団員等公務災害補償条例 昭和36年3月31日条例第23号</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 公務災害補償 (公務災害補償の種類)</p> <p>第4条 公務災害補償の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略 (補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する公務災害補償(療養補償及び介護補償を除く。)は、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、<u>次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害を有することとなった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表第1に定める額とする。</u></p> <p>(2) <u>消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは</u></p>

改正案	現 行
<p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>(療養補償)</p> <p>第6条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは</p>	<p><u>身体に障害を有することとなった場合にあっては、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</u></p> <p>3 <u>次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合にあっては、そのうち1人については367円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p><u>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p><u>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</u></p> <p><u>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(5) 心身に著しい障害がある者</u></p> <p>4 <u>扶養親族としての子のうち15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p>(療養補償)</p> <p>第6条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救</p>

改正案	現行
<p>救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、市は、療養補償として、必要な療養を<u>行い</u>、又は必要な療養の費用を支給する。</p> <p>第7条 略 (休業補償)</p> <p>第8条 消防団員等が、公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、<u>市は、休業補償として</u>、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。</p> <p>(1) 及び(2) 略 (傷病補償年金)</p> <p>第8条の2 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合においては、市は、その状態が継続している期間、<u>傷病補償年金</u>を支給する。</p> <p>(1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。 (2) 当該負傷又は疾病による<u>障害の程度が、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。）別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級（以下「傷病等級」という。）</u>に該当すること。</p>	<p>急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、市は、療養補償として、<u>当該消防団員等</u>に対して、必要な療養を行ない、又は必要な療養の費用を支給する。</p> <p>第7条 略 (休業補償)</p> <p>第8条 消防団員等が、公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、<u>当該消防団員等</u>に対し、その収入を得ることができない期間、<u>1日</u>につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。</p> <p>(1) 及び(2) 略 (傷病補償年金)</p> <p>第8条の2 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合においては、市は、<u>傷病補償年金として、当該消防団員等</u>に対して、その状態が継続している期間、<u>別表第2に定める障害の等級に</u>応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。</p> <p>(1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。 (2) 当該負傷又は疾病による<u>身体障害の程度が、別表第2に定める第1級、第2級又は第3級の障害の等級</u>に該当すること。</p>

改正案	現 行
<p>2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 第1級 313倍</p> <p>(2) 第2級 277倍</p> <p>(3) 第3級 245倍</p> <p>3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。</p> <p>4 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の傷病等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。</p> <p>(障害補償)</p> <p>第9条 消防団員等が、公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において、<u>省令別表第2に定める第1級から第14級までの障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害が存するとき、市は、障害補償として、第1級から第7級までの障害等級に該当する障害がある場合には、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、第8級から第14級までの障害等級に該当する障害がある場合には、障害補償一時金を支給する。</u></p> <p>2 <u>障害補償年金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) 第1級 313倍</p> <p>(2) 第2級 277倍</p> <p>(3) 第3級 245倍</p> <p>(4) 第4級 213倍</p>	<p>2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。</p> <p>3 傷病補償年金を受ける者の当該身体障害の程度に変更があったため、新たに別表第2中の他の障害の等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った障害の等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。</p> <p>(障害補償)</p> <p>第9条 消防団員等が、公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において、<u>別表第3に定める程度の身体障害が存するとき、当該消防団員等に対して、同表に定める第1級から第7級までの等級に該当する身体障害がある場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの等級に該当する身体障害がある場合には、障害補償一時金として同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。</u></p>

改正案	現 行
<p>(5) <u>第5級 184倍</u></p> <p>(6) <u>第6級 156倍</u></p> <p>(7) <u>第7級 131倍</u></p> <p>3 <u>障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>第8級 503倍</u></p> <p>(2) <u>第9級 391倍</u></p> <p>(3) <u>第10級 302倍</u></p> <p>(4) <u>第11級 223倍</u></p> <p>(5) <u>第12級 156倍</u></p> <p>(6) <u>第13級 101倍</u></p> <p>(7) <u>第14級 56倍</u></p> <p>4 <u>障害等級に該当する程度の障害が2以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。</u></p> <p>5 <u>次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち消防団員等に最も有利なものによる。</u></p> <p>(1) <u>第13級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の1級上位の障害等級</u></p> <p>(2) <u>第8級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の2級上位の障害等級</u></p> <p>(3) <u>第5級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の3級上位の障害等級</u></p> <p>6 <u>前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による障害等級が第7級以上になる場合には、この限りでない。</u></p> <p>7 <u>障害等級の各等級の障害として定められていない障害であって、障</u></p>	<p>2 <u>別表第3に定める程度の身体障害が2以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に応ずる等級による。</u></p> <p>3 <u>次に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号のうち消防団員等に最も有利なものによる。</u></p> <p>(1) <u>第13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、前項の規定による等級の1級上位の等級</u></p> <p>(2) <u>第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、前項の規定による等級の2級上位の等級</u></p> <p>(3) <u>第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、前項の規定による等級の3級上位の等級</u></p> <p>4 <u>前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による等級が第7級以上になる場合には、この限りでない。</u></p> <p>5 <u>別表第3に定める各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつ</u></p>

改正案	現 行
<p>害等級の各等級の障害に相当するものは、当該障害等級の障害とする。</p> <p>8 既に障害のある消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷又は疾病によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の障害等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額（加重後の障害が第13条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額と当該金額に加重前の障害の程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額）を差し引いた金額をもって障害補償の金額とする。</p> <p>(1) その者の加重前の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償年金の額</p> <p>(2) その者の加重前の障害等級が第8級以下であり、かつ、加重後の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償一時金の額を25で除して得た金額</p> <p>(3) その者の加重後の障害等級が第8級以下である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償一時金の額</p> <p>9 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の障害等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。</p> <p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって省令別表第3に定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、政令第6条の2第1項に規定する総務大臣が定める金額を支給する。</p>	<p>て、同表に定める各等級の身体障害に相当するものは、同表に定める当該等級の身体障害とする。</p> <p>6 既に身体障害のある消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷又は疾病によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の身体障害の等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額（加重後の身体障害が第13条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額と当該金額に加重前の身体障害の程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額）を差し引いた金額をもって障害補償の金額とする。</p> <p>(1) その者の加重前の身体障害の等級が第7級以上である場合 その者の加重前の身体障害の等級に応ずる障害補償年金の額</p> <p>(2) その者の加重前の身体障害の等級が第8級以下であり、かつ、加重後の身体障害の等級が第7級以上である場合 その者の加重前の身体障害の等級に応ずる障害補償一時金の額を25で除して得た金額</p> <p>(3) その者の加重後の身体障害の等級が第8級以下である場合 その者の加重前の身体障害の等級に応ずる障害補償一時金の額</p> <p>7 障害補償年金を受ける者の当該身体障害の程度に変更があったため、新たに別表第3中の他の等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。</p> <p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって別表第4障害の欄に定めるものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該消防団員等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合</p>

改正案	現 行
<p>ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として規則で定めるものに入所している場合</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給する。</p>	<p>には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として規則で定めるものに入所している場合</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給する<u>ものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p>
<p>削る</p>	<p>(1) <u>介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が別表第4常時介護を要する状態の項障害の欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が104,290円を超えるときは、104,290円）</u></p>
<p>削る</p>	<p>(2) <u>常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が56,600円以下である場合に限る。） 56,600円</u></p>
<p>削る</p>	<p>(3) <u>介護補償に係る障害が別表第4随時介護を要する状態の項障害の欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して</u></p>

改正案	現 行
<p>削る</p> <p>第10条 略 (遺族補償年金)</p> <p>第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、消防団員等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。)以外の者にあつては、消防団員等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限る。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、<u>省令第5条に規定する障害の状態</u>(以下「<u>特定障害状態</u>」という。)にあること。</p> <p>2～3 略</p> <p>第12条 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。)の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。</p>	<p><u>介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)</u> その月における<u>介護に要する費用として支出された額(その額が52,150円を超えるときは、52,150円)</u></p> <p><u>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,300円以下である場合に限る。)</u> 28,300円</p> <p>第10条 略 (遺族補償年金)</p> <p>第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、消防団員等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。)以外の者にあつては、消防団員等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限る。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、<u>身体に別表第3の等級の第7級以上に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態</u>にあること。</p> <p>2～3 略</p> <p>第12条 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。)の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。</p>

改正案	現 行
<p>(1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額 (55歳以上の妻又は<u>特定障害状態</u>にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができないものがない場合において、その妻が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。</p> <p>(1) 55歳に達したとき (<u>特定障害状態</u>にあるときを除く。)</p> <p>(2) <u>特定障害状態</u>になり、又はその事情がなくなったとき (55歳以上であるときを除く。)</p> <p>第12条の2 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき (消防団員等の死亡の時から引き続き<u>特定障害状態</u>にあるときを除く。)</p> <p>(6) <u>特定障害状態</u>にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき (夫、父母又は祖父母については、消防団員等の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は消防団員等の死亡の当時60歳以上であったときを除く。)</p>	<p>(1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額 (55歳以上の妻又は<u>前条第1項第4号</u>に規定する状態にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができないものがない場合において、その妻が次の各号の<u>一に</u>該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。</p> <p>(1) 55歳に達したとき (<u>前条第1項第4号</u>に規定する状態にあるときを除く。)</p> <p>(2) <u>前条第1項第4号</u>に規定する状態になり、又はその事情がなくなったとき (55歳以上であるときを除く。)</p> <p>第12条の2 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき (消防団員等の死亡の時から引き続き<u>第11条第1項第4号</u>に規定する状態にあるときを除く。)</p> <p>(6) <u>第11条第1項第4号</u>に規定する状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき (夫、父母又は祖父母については、消防団員等の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は消防団員等の死亡の当時60歳以上であったときを除く。)</p>

改正案	現 行
<p>2 遺族補償年金を受けることができる遺族が、前項各号の<u>いずれかに</u>該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。</p> <p>第12条の3～第12条の5 略</p> <p>第12条の6 遺族補償一時金の額は、補償基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第12条の4第1項第3号に該当する者のうち、消防団員等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は<u>特定障害状態</u>にある3親等内の親族 700倍</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第12条の7及び第13条 略</p> <p>(特殊公務に従事する消防団員の特例)</p> <p>第13条の2 消防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、<u>洪水</u>、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第2項若しくは第3項又は第12条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50（傷病補償年金のうち、第1級の<u>傷病等級</u>に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の<u>傷病等級</u>に該当する障害に係るものにあつては100分の45、障害補償のうち、第1級の<u>障害等級</u>に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の<u>障害等級</u>に該当する障害に係るものにあつては100分の45) を乗じて得た額を加算</p>	<p>2 遺族補償年金を受けることができる遺族が、前項各号の<u>一に</u>該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。</p> <p>第12条の3～第12条の5 略</p> <p>第12条の6 遺族補償一時金の額は、補償基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第12条の4第1項第3号に該当する者のうち、消防団員等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は<u>第11条第1項第4号に規定する状態</u>にある3親等内の親族 700倍</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第12条の7及び第13条 略</p> <p>(特殊公務に従事する消防団員の特例)</p> <p>第13条の2 消防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、<u>こう水</u>、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第8条の2第1項、第9条第1項又は第12条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50（傷病補償年金のうち、<u>別表第2に定める第1級の等級</u>に該当する障害に係るものにあつては100分の40、<u>同表に定める第2級の等級</u>に該当する障害に係るものにあつては100分の45、障害補償のうち、<u>別表第3に定める第1級の等級</u>に該当する<u>身体障害</u>に係るものにあつては100分の40、<u>同表に定める第2級の等級</u>に該当する<u>身体障害</u>に係るものにあつては100分の45) を乗じて</p>

改正案

現行

した額とし、第12条の6第1項の額は、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額（第12条の5第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

第14条～第19条 略

附 則

第1条～第2条の2 略

（障害補償年金差額一時金）

第2条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について第13条の2の規定が適用された場合にあつては、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に満たないときは、市は、その者の遺族に対し、損害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第1級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額
略	
第7級	補償基礎額に560を乗じて得た額

2 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第9条第8項の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、市は、前項の規定にかかわらず、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給する。

(1) その者の加重前の障害等級が第7級以上である場合

得た額を加算した額とし、第12条の6第1項の額は、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額（第12条の5第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

第14条～第19条 略

附 則

第1条～第2条の2 略

（障害補償年金差額一時金）

第2条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について第13条の2の規定が適用された場合にあつては、同表の左欄に掲げる障害の等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に満たないときは、市は、その者の遺族に対し、損害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害の等級	額
第1級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額
略	
第7級	補償基礎額に560を乗じて得た額

2 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第9条第6項の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、市は、前項の規定にかかわらず、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給する。

(1) その者の加重前の身体障害の等級が第7級以上である場合

改正案	現 行
<p>その者の加重後の<u>障害等級</u>に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げる額（加重後の<u>障害</u>が第13条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる<u>障害等級</u>に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）から、加重前の<u>障害等級</u>に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額（加重後の<u>障害</u>が同条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重前の<u>障害等級</u>に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）を差し引いた額</p> <p>(2) その者の加重前の<u>障害等級</u>が第8級以下である場合</p> <p>その者の加重後の<u>障害等級</u>に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げる額（加重後の<u>障害</u>が第13条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる<u>障害等級</u>に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に当該障害補償年金に係る第9条第8項の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の<u>障害等級</u>に応ずる同条第1項の規定による金額（加重後の<u>障害</u>が第13条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、<u>障害等級</u>に応じ、同項の規定による金額に同条に規定する率を乗じて得た金額を加算した金額）で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>3～5 略</p> <p>（障害補償年金前払一時金）</p> <p>第2条の4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、市は、損害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る<u>障害等級</u>に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について第9条第8項の規定が適用された場合にあつては、加重前の<u>障害等級</u>に応</p>	<p>その者の加重後の<u>身体障害の等級</u>に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げる額（加重後の<u>身体障害</u>が第13条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる<u>障害の等級</u>に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）から、加重前の<u>身体障害の等級</u>に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額（加重後の<u>身体障害</u>が同条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重前の<u>身体障害の程度</u>に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）を差し引いた額</p> <p>(2) その者の加重前の<u>身体障害の等級</u>が第8級以下である場合</p> <p>その者の加重後の<u>身体障害の等級</u>に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げる額（加重後の<u>身体障害</u>が第13条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる<u>障害の等級</u>に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に当該障害補償年金に係る第9条第6項の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の<u>身体障害の等級</u>に応ずる同条第1項の規定による金額（加重後の<u>身体障害</u>が第13条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、<u>別表第3</u>に定める<u>障害の等級</u>に応じ、同項の規定による金額に同条に規定する率を乗じて得た金額を加算した金額）で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>3から5 略</p> <p>（障害補償年金前払一時金）</p> <p>第2条の4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、市は、損害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る<u>障害の等級</u>に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について第9条第6項の規定が適用された場合にあつては、加重前の<u>身体障害の等級</u>に応じ</p>

改正案	現 行
<p>じ前条第2項各号に定める額（加重後の<u>障害</u>が第13条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同条に規定する率を乗じて得た額を加算しないものとした場合における同項各号に定める額とする。）。以下この項において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍若しくは200倍のいずれかに相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る<u>障害等級</u>に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。</p> <p>5及び6 略 （遺族補償年金前払一時金）</p> <p>第3条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、市は、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第12条第2項の規定は遺族補償年金前払一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について、前条第5項及び第6項の規定は遺族補償年金前払一時金が支給された場合について準用する。この場合において、第12条第2項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「前項」とあるのは「附則第3条第4項」と、前条第5項及び第6項中「障害補償年金前払一時金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「障害補償年金」とあるのは「遺族補償年金」と、「支給すべき事由が生じた日の属する月」とあるのは「支給すべき事由が生じた日の属する月（附則第3条の2第1項の規</p>	<p>前条第2項各号に定める額（加重後の<u>身体障害</u>が第13条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同条に規定する率を乗じて得た額を加算しないものとした場合における同項各号に定める額とする。）。以下この項において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍若しくは200倍のいずれかに相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る<u>障害の等級</u>に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。</p> <p>5及び6 略 （遺族補償年金前払一時金）</p> <p>第3条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、市は、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第12条第2項の規定は遺族補償年金前払一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について、前条第5項及び第6項の規定は遺族補償年金前払一時金が支給された場合について準用する。この場合において、第12条第2項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「前項」とあるのは「附則第3条第4項」と、前条第5項及び第6項中「障害補償年金前払一時金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「障害補償年金」とあるのは「遺族補償年金」と、「支給すべき事由が生じた日の属する月」とあるのは「支給すべき事由が生じた日の属する月（附則第3条の2第2項の規定に基づき遺族補償</p>

改正案

現 行

定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有するもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）に支給すべき遺族補償年金にあつては、その者が60歳に達する月）」と、「第1項の申出が第2項ただし書」とあるのは「次条第1項の申出が同条第2項ただし書」と、「支給期月から1年」とあるのは「支給期月（特例遺族補償年金受給権者が60歳に達する月前においてその者に支給された遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金にあつては、その者について附則第3条の2第3項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月）から1年」と、前条第6項中「前項」とあるのは「附則第3条第6項において準用する附則第2条の4第5項」と、「障害補償年金」とあるのは「遺族補償年金」と、「障害補償年金前払一時金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と読み替えるものとする。

（遺族補償年金の受給資格年齢の特例等）

削る

年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有するもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）に支給すべき遺族補償年金にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る消防団員等の死亡の時期に応じ附則第3条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）」と、「第1項の申出が第2項ただし書」とあるのは「次条第1項の申出が同条第2項ただし書」と、「支給期月から1年」とあるのは「支給期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する月前においてその者に支給された遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金にあつては、その者について附則第3条の2第4項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月）から1年」と、前条第6項中「前項」とあるのは「附則第3条第6項において準用する附則第2条の4第5項」と、「障害補償年金」とあるのは「遺族補償年金」と、「障害補償年金前払一時金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と読み替えるものとする。

（遺族補償年金の受給資格年齢の特例等）

第3条の2 次の表の左欄に掲げる期間に死亡した消防団員等の遺族に対する第11条及び第12条の2の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第11条第1項第1号及び第3号並びに第12条の2第1項第6号中「60歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和61年1月1日から昭和61年9月30日まで	55歳
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳
昭和63年10月1日から昭和64年9月30日まで	58歳
昭和64年10月1日から昭和65年9月30日まで	59歳

第3条の2 当分の間、公務により、又は消防作業等に従事し、若しく

2 次の表の左欄に掲げる期間に公務により、又は消防作業等に従事し、

改正案

は救急業務に協力したことにより、死亡した消防団員等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であって、当該消防団員等の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、55歳以上60歳未満であったもの（特定障害状態にある者であって第12条の2第1項第6号に該当するに至らないものを除く。）は、第11条第1項の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けすることができる遺族とする。この場合において、第12条第1項中「遺族補償年金を受けすることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けすることができる遺族（附則第3条の2第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けすることができることとされた遺族であって、60歳に達しないものを除く。）」と、第12条の2第2項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項第1号から第4号までのいずれか」とする。

2 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けべき順位は、第11条第1項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 第1項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が60歳

現行

若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した消防団員等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であって、当該消防団員等の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であったもの（第11条第1項第4号に規定する者であって第12条の2第1項第6号に該当するに至らないものを除く。）は、第11条第1項（前項において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けすることができる遺族とする。この場合において、第12条第1項中「遺族補償年金を受けすることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けすることができる遺族（附則第3条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る消防団員等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第12条の2第2項中「前項各号の一」とあるのは「前項第1号から第4号までのいずれか」とする。

昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	55歳	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	55歳以上 57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から昭和64年9月30日まで	55歳以上 58歳未満	58歳
昭和64年10月1日から昭和65年9月30日まで	55歳以上 59歳未満	59歳
昭和65年10月1日から当分の間	55歳以上 60歳未満	60歳

3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けべき順位は、第11条第1項（第1項において読み替られる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第2項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の

改正案

に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、前条第1項から第6項までの規定の適用を妨げるものではない。

4 第1項に規定する遺族に対する第15条の3の規定の適用については、同条第3項中「第11条第3項」とあるのは、「附則第3条の2第2項」とする。

第4条及び第5条 略

削る

現行

表の右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、前条第1項から第6項までの規定の適用を妨げるものではない。

5 第2項に規定する遺族に対する第15条の3の規定の適用については、同条第3項中「第11条第3項」とあるのは、「附則第3条の2第3項」とする。

第4条及び第5条 略

別表第1（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
<u>団長及び副団長</u>	円 12,400	円 13,300	円 14,200
<u>分団長及び副分団長</u>	10,600	11,500	12,400
<u>部長、班長及び団員</u>	8,800	9,700	10,600

別表第2（第8条の2、第13条の2関係）

傷病補償表

等級	倍数	障害の状態
<u>第1級</u>	313	<u>1 両眼が失明しているもの</u> <u>2 咀（そ）嚼（しやく）及び言語の機能を廃しているもの</u> <u>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの</u> <u>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの</u>

削る

改正案	現 行		
	第2級	277	<p>5 <u>両上肢をひじ関節以上で失ったもの</u></p> <p>6 <u>両上肢の用を全廃しているもの</u></p> <p>7 <u>両下肢をひざ関節以上で失ったもの</u></p> <p>8 <u>両下肢の用を全廃しているもの</u></p> <p>9 <u>前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの</u></p>
	第3級	245	<p>1 <u>1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの</u></p> <p>2 <u>咀（そ）嚼（しやく）又は言語の機能を廃しているもの</u></p> <p>3 <u>神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの</u></p> <p>4 <u>胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの</u></p> <p>5 <u>両手の手指の全部を失ったもの</u></p> <p>6 <u>第3号及び第4号に掲げるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの</u></p>

改正案

現 行

削る

別表第3（第9条、第11条、第13条の2関係）

障害補償表

等級	倍数	身体障害
第1級	313	<u>1 両眼が失明したもの</u> <u>2 咀（そ）嚼（しやく）及び言語の機能を廃したもの</u> <u>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</u> <u>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</u> <u>5 両上肢を肘関節以上で失ったもの</u> <u>6 両上肢の用を全廃したもの</u> <u>7 両下肢を膝関節以上で失ったもの</u> <u>8 両下肢の用を全廃したもの</u>
第2級	277	<u>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの</u> <u>2 両眼の視力が0.02以下になったもの</u> <u>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</u> <u>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</u> <u>5 両上肢を手関節以上で失ったもの</u> <u>6 両下肢を足関節以上で失ったもの</u>
第3級	245	<u>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの</u> <u>2 咀（そ）嚼（しやく）又は言語の機能を廃したもの</u> <u>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残</u>

改正案		現 行	
			<u>し、終身労務に服することができないもの</u> <u>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</u> <u>5 両手の手指の全部を失ったもの</u>
	第4級	213	<u>1 両眼の視力が0.06以下になったもの</u> <u>2 咀（そ）嚼（しやく）及び言語の機能に著しい障害を残すもの</u> <u>3 両耳の聴力を全く失ったもの</u> <u>4 1 上肢を肘関節以上で失ったもの</u> <u>5 1 下肢を膝関節以上で失ったもの</u> <u>6 両手の手指の全部の用を廃したもの</u> <u>7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</u>
	第5級	184	<u>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの</u> <u>2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</u> <u>3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</u> <u>4 1 上肢を手関節以上で失ったもの</u> <u>5 1 下肢を足関節以上で失ったもの</u> <u>6 1 上肢の用を全廃したもの</u> <u>7 1 下肢の用を全廃したもの</u> <u>8 両足の足指の全部を失ったもの</u>
	第6級	156	<u>1 両眼の視力が0.1以下になったもの</u> <u>2 咀（そ）嚼（しやく）又は言語の機能に著しい障害を残すもの</u>

改正案	現 行		
			<p><u>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</u></p> <p><u>4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</u></p> <p><u>5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</u></p> <p><u>6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃した<u>もの</u></u></p> <p><u>7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃した<u>もの</u></u></p> <p><u>8 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの</u></p>
	第7級	131	<p><u>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</u></p> <p><u>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</u></p> <p><u>3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</u></p> <p><u>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</u></p> <p><u>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</u></p> <p><u>6 1手の母指を含み3の手指を失ったもの又は母指以外の4の手指を失ったもの</u></p> <p><u>7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の</u></p>

改正案	現 行		
			<p>用を廃したもの</p> <p>8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>12 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>13 両側の辜（こう）丸を失ったもの</p>
	第8級	503	<p>1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>2 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>3 1手の母指を含み2の手指を失ったもの又は母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>4 1手の母指を含み3の手指の用を廃したものの又は母指以外の4の手指の用を廃したものの</p> <p>5 1下肢を5センチメートル以上短縮したものの</p> <p>6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの</p> <p>7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの</p> <p>8 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>9 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>10 1足の足指の全部を失ったもの</p>
	第9級	391	<p>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 1眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>3 両眼に半盲症、視野狭窄（さく）又は視野</p>

改正案	現 行		
			<p><u>変状を残すもの</u></p> <p>4 <u>両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</u></p> <p>5 <u>鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</u></p> <p>6 <u>咀嚼（そしゃく）及び言語の機能に障害を残すもの</u></p> <p>7 <u>両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</u></p> <p>8 <u>1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</u></p> <p>9 <u>1耳の聴力を全く失ったもの</u></p> <p>10 <u>神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</u></p> <p>11 <u>胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</u></p> <p>12 <u>1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの</u></p> <p>13 <u>1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指以外の3の手指の用を廃したもの</u></p> <p>14 <u>1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</u></p> <p>15 <u>1足の足指の全部の用を廃したもの</u></p> <p>16 <u>外貌に相当程度の醜状を残すもの</u></p>

改正案	現 行		
	第10級	302	<p>17 <u>生殖器に著しい障害を残すもの</u></p> <p>1 <u>1眼の視力が0.1以下になったもの</u></p> <p>2 <u>正面視で複視を残すもの</u></p> <p>3 <u>咀(そ)嚼(しやく)又は言語の機能に障害を残すもの</u></p> <p>4 <u>14歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</u></p> <p>5 <u>両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</u></p> <p>6 <u>1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</u></p> <p>7 <u>1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの</u></p> <p>8 <u>1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</u></p> <p>9 <u>1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの</u></p> <p>10 <u>1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</u></p> <p>11 <u>1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</u></p>
	第11級	223	<p>1 <u>両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</u></p> <p>2 <u>両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</u></p> <p>3 <u>1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</u></p> <p>4 <u>10歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</u></p>

改正案	現 行		
			<p>5 <u>両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</u></p> <p>6 <u>1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</u></p> <p>7 <u>脊柱に変形を残すもの</u></p> <p>8 <u>1手の示指、中指又は環指を失ったもの</u></p> <p>9 <u>1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</u></p> <p>10 <u>胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</u></p>
	第12級	156	<p>1 <u>1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</u></p> <p>2 <u>1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</u></p> <p>3 <u>7歯以上に対し歯科補綴（てつ）を加えたもの</u></p> <p>4 <u>1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</u></p> <p>5 <u>鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</u></p> <p>6 <u>1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</u></p> <p>7 <u>1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</u></p> <p>8 <u>長管骨に変形を残すもの</u></p> <p>9 <u>1手の小指を失ったもの</u></p> <p>10 <u>1手の示指、中指又は環指の用を廃したものの</u></p> <p>11 <u>1足の第2の足指を失ったもの、第2の足</u></p>

改正案	現 行		
			<p>指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>12 <u>1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの</u></p> <p>13 <u>局部に頑固な神経症状を残すもの</u></p> <p>14 <u>外貌に醜状を残すもの</u></p>
	第13級	101	<p>1 <u>1眼の視力が0.6以下になったもの</u></p> <p>2 <u>正面視以外で複視を残すもの</u></p> <p>3 <u>1眼に半盲症、視野狭窄（さく）又は視野変状を残すもの</u></p> <p>4 <u>両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</u></p> <p>5 <u>5歯以上に対し歯科補綴（てつ）を加えたもの</u></p> <p>6 <u>胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</u></p> <p>7 <u>1手の小指の用を廃したもの</u></p> <p>8 <u>1手の母指の指骨の一部を失ったもの</u></p> <p>9 <u>1下肢を1センチメートル以上短縮したものの</u></p> <p>10 <u>1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの</u></p> <p>11 <u>1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</u></p>
	第14級	56	<p>1 <u>1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</u></p> <p>2 <u>3歯以上に対し歯科補綴（てつ）を加えたもの</u></p>

改正案	現 行	
削る		<p>3 <u>1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</u></p> <p>4 <u>上肢の露出面に手の平の大きさの醜い痕を残すもの</u></p> <p>5 <u>下肢の露出面に手の平の大きさの醜い痕を残すもの</u></p> <p>6 <u>1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</u></p> <p>7 <u>1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</u></p> <p>8 <u>1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの</u></p> <p>9 <u>局部に神経症状を残すもの</u></p>
	別表第4（第9条の2関係）	
介護補償表		
<u>介護を要する状態</u>		障害
<u>常時介護を要する状態</u>	<p>1 <u>別表第2第1級の項第3号又は別表第3第1級の項第3号に該当する障害</u></p> <p>2 <u>別表第2第1級の項第4号又は別表第3第1級の項第4号に該当する障害</u></p> <p>3 <u>前2号に掲げるもののほか、別表第2第1級の項又は別表第3第1級の項に該当する障害であって、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</u></p>	
<u>随時介護を要する状態</u>	<p>1 <u>別表第2第2級の項第2号又は別表第3第2級の項第3号に該当する障害</u></p> <p>2 <u>別表第2第2級の項第3号又は別表第3</u></p>	

改正案	現 行	
		<p>第2級の項第4号に該当する障害 <u>3 別表第2第1級の項又は別表第3第1級の項に該当する障害であって、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</u></p>

**「川崎市消防団員等公務災害補償条例及び
川崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正について」
に対するパブリックコメント手続きの実施結果について**

1 概要

「川崎市消防団員等公務災害補償条例」で規定している各補償の額及び期間、対象者、障害の程度などについて、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の規定を引用することについて、広く市民の皆様から御意見を募集いたしました。

2 意見募集結果の概要

題名	川崎市消防団員等公務災害補償条例及び 川崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正について
意見の募集期間	平成24年12月20日から平成25年1月21日まで
意見の提出方法	郵送・持参、FAX、電子メール
意見の周知方法	・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・消防局総務部庶務課（消防局総合庁舎8階）
結果の公表方法	・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・消防局総務部庶務課（消防局総合庁舎8階）

3 結果の概要

意見の提出はございませんでした。

4 問合せ先

川崎市消防局総務部庶務課

電話 044(223)2514